

議事日程第16号

平成25年(2013年)招集大阪狭山市議会定例会12月定例会議会議事日程
平成25年(2013年)11月29日午前9時30分開議
議会期間(平成25年11月29日から同年12月20日まで22日間)

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 発議第17号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 議案第77号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 日程第3 | 議案第78号 | 大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第79号 | 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第80号 | 大阪狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第81号 | 大阪狭山市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第82号 | 平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第8 | 議案第83号 | 平成25年度(2013年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第9 | 議案第84号 | 平成25年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について |
| 日程第10 | 議案第85号 | 平成25年度(2013年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第11 | 議案第86号 | 平成25年度(2013年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 請願第5号 | 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願について |
| 日程第13 | 要望第2号 | 公立幼稚園の3年保育実現を求める要望について |

発議第17号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成25年(2013年)11月29日提出

大阪狭山市議会議長 西尾浩次

記

6番 鳥山健

7番 薦田育子

議案第77号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年(2013年)11月29日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住所 大阪府大阪狭山市大野台四丁目4番1号

氏名 加藤慶子

昭和21年11月30日生

議案第78号

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成25年(2013年)11月29日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例

大阪狭山市下水道条例（昭和62年大阪狭山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えて得た額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から公共下水道を使用しており、施行日以後最初に算定する汚水の排除に係る使用料については、この条例による改正後の大阪狭山市下水道条例第16条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が別に定める。

議案第79号

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例について

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成25年(2013年)11月29日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第2号中「小学校第3学年」を「小学校第6学年」に、「9歳」を「12歳」に改める。

第3条第1項、第5条、第7条及び第8条中「小学校第3学年」を「小学校第6学年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 80 号

大阪狭山市水道事業給水条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 25 年(2013年) 11 月 29 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪狭山市水道事業給水条例（昭和35年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

第27条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。第3項において同じ。）を加えて得た額」に改め、同条第3項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えて得た額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から使用されている専用給水装置で、施行日以後最初に行われる当該専用給水装置の使用水量の点検に係る水道料金については、この条例による改正後の大阪狭山市水道事業給水条例第27条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が別に定める。

議案第 8 1 号

大阪狭山市水道事業分担金徴収条例の一部を改
正する条例について

大阪狭山市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

大阪狭山市水道事業分担金徴収条例（昭和46年大阪狭山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えて得た額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市水道事業分担金徴収条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水装置の設置又は増径工事の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の給水装置の設置又は増径工事の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が別に定める。

議案第 8 2 号

平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正
予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 6 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 83 号

平成 25 年度(2013 年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度(2013 年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別案のとおり提出する。

平成 25 年(2013 年)11 月 29 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 8 4 号

平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 9 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 85 号

平成 25 年度(2013 年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度(2013 年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 3 号)を別案のとおり提出する。

平成 25 年(2013 年)11 月 29 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 86 号

平成 25 年度(2013 年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度(2013 年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第 1 号)を別案のとおり提出する。

平成 25 年(2013 年)11 月 29 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

請願書

2013年11月19日

「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願

大阪狭山市議会議長 西尾 浩次 様

請願者 住所 堺市南区小代 727

電話 〇〇-〇〇-〇〇〇

生活協同組合エスコープ大阪 理事長 奥 万里子

住所 大阪狭山市西山台 4-3-26-312

電話 〇〇-〇〇-〇〇〇 芝本 美紀

紹介議員

松尾 巧

北村 栄司

薦田 育子



一 請願の趣旨

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。ついては、私たちの社会が一日も早く持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について請願致します。

二 請願事項

地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする『容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書』を、国会及び関係行政庁に提出すること。

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

以上

【自治体議会意見書雛形】

容器包装リサイクル法を改正し、

発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、●●議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

2013年●月●●日

●●議会議長
●●●●

（提出先）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣
経済産業大臣
農林水産大臣
厚生労働大臣
財務大臣
消費者庁担当大臣

大阪狭山市議会議長
西尾 浩次様

2013年8月23日

新日本婦人の会大阪狭山支部
支部長 石井 淳子
大阪狭山市金剛 2-2-19

公立幼稚園の3年保育実現を求める要望書

(要望趣旨)

幼児教育の重要性については、幼稚園や保育所がその大きな役割果たしています。

働く女性が増えている昨今、保育所入所の希望が多くなってきています。しかし、その一方で幼稚園に通わせたく、3年保育を希望する家庭も増えています。

大阪狭山市では、子育て施策として公立幼稚園を増設し、1年保育から2年保育へと拡充・推進してこられましたが、私立の3年保育を選択する家庭が増えてきたため公立幼稚園の園児が減少し、廃園となっているのが実情です。

地域に根ざした公立幼稚園ならではの豊かな保育内容や自然環境を生かしながら3年保育を導入し、さらに幼児教育を充実させていただきますよう要望します。

(要望項目)

- 1、公立幼稚園の3年保育を早期に実現してください。

